

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

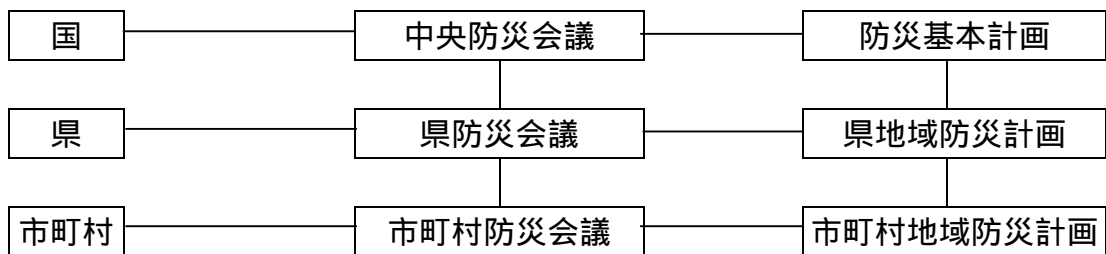
第1 趣旨

この計画は災害対策基本法第40条の規定及び防災基本計画に基づき、埼玉県地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議（以下「県防災会議」という。）が定めるものである。

第2 計画の策定及び修正

埼玉県防災会議は、県地域防災計画を作成し、及び毎年当該計画に検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法で定められている国、県、市町村の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



1 平成26年度修正の概要

平成26年2月14日から降った大雪により、県内の広範囲にわたり交通機関の不通や農作物被害などが発生した。また、特に積雪の多かった地域では、多くの孤立地区が発生し、孤立解消までに長期間を要した。この大雪対応で明らかになった課題に対し、事故災害対策編の「雪害予防計画」を大幅に拡充し、風水害編に新たに「雪害対策」の章を設けたほか、関連する事項について所要の修正を行った。

2 平成25年度修正の概要

甚大かつ広範にわたる被害をもたらした東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、今般、計画を全面的に修正した。

自助、共助を中心とした地域防災力の底上げにより足下の防災体制を強化するとともに、東京湾北部地震をはじめ深刻な被害が見込まれる大規模災害を想定し、広域的な応援体制や受援体制の整備、首都圏同時被災への対応についての対策を盛り込んだ。

【主な修正項目】

- ・ 広域災害への対応（広域避難、広域応援・受援）
- ・ 地域防災力の強化
- ・ 減災目標の設定（人的被害の低減、ライフラインの復旧）
- ・ 新たな災害リスク（火山、竜巻等）、複合災害への対応

東日本大震災以降、国においても対策の検討が行われ、防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われてきた。今般の県計画改正に当たっても、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、本県の災害対策の充実・強化を図ることとした。

また、地震対策に関しては、平成24年から25年にかけて最新の知見に基づく県の被害想定調査（「第2編 震災対策編 - 第1章 - 第2節 - 地震被害想定」）を実施し、平成25年11月に結果をとりまとめたところであり、結果については、12月に発表された国の被害想定と併せて、本計画における震災対策の基礎データにしている。

さらに、県、市町村、防災関係機関、事業者及び県民が減災のための目標を共有し、各自が防災に対する責任を認識しやすくするため、構成を見直し、対応すべき項目ごとに整理した上で、予防、応急、復旧、復興の各段階に応じて具体的な取組を明示した。

第3 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

3 広域的な視点

他の都道府県（九都県市を含む）との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

4 人的ネットワークの強化

県及び市町村、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、県、市町村は次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・ 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・ 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・ 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

県、市町村は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第4 計画の用語

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

1 県	埼玉県
2 県防災計画	埼玉県地域防災計画
3 市町村防災計画	市町村地域防災計画
4 本部	埼玉県災害対策本部
5 支部	埼玉県災害対策本部の支部
6 本部条例	埼玉県災害対策本部条例
7 本部要綱	埼玉県災害対策本部設置要綱
8 災対法	災害対策基本法
9 救助法	災害救助法
1 0 防災関係機関	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
1 1 協定締結団体等	災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者

第2節 埼玉県の概況

第1 概況

埼玉県は関東平野の内部に位置する内陸県で、東経 138 度 42 分から 139 度 54 分、北緯 35 度 45 分から 36 度 17 分に位置する。

東西に約 103km、南北に約 52km、面積はおよそ 3,800 平方キロメートルで、山地面積がおよそ 3 分の 1、残りの 3 分の 2 を平地が占めている。この広さは国土の約 100 分の 1 に当たり、全都道府県のうち 39 番目の大きさである。

主な河川は、秩父山系を源とする荒川と、“坂東太郎”の異名を持つ利根川である。

気候は、夏は蒸し暑く、冬は乾燥した北西の季節風が吹く日が多いのが特徴である。風水害は比較的少ない一方、快晴日数が多く、暮らしやすい気候である。

地勢的には海岸線や火山がなく、土砂災害の発生件数も少ない。また、人工構造物にあっては地下街や石油コンビナートが存在しない等、潜在的な災害リスクが相対的に少ない状況にある。

【資料編 -1-2-1】埼玉県の概況

第2 本県における災害

本県で発生する災害には、次のようなものが挙げられる。

1 自然災害

【気象災害】

・大雨災害

浸水害、土砂災害

・その他の降雨災害

土壤浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干
災害（用水不足・塩害）

・風災害

風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航
空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）

・雪害

積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、
着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故）

・酷寒（気温低下）災害

凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）

・酷暑（気温上昇）災害

膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家
屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）

・霜害

農作物被害

・雹（ひょう）害

人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶
・雷害 人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損
・霧害 交通視界困難
・湿度害 疾病
【地変災害】
・地震災害 土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、 帰宅困難者の発生
・火山災害 降灰

【資料編 -1-2-2】その他の気象災害

【資料編 -1-1-3】埼玉県における地震被害

2 人為災害（大規模事故）

本県で過去に生じた大規模事故は、火災及び列車事故となっている。

【資料編 -1-2-3】人為災害

第3節 埼玉県の防災対策の基本方針

県民の命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む。

災害対応に当たっては県民の安心を確保するため、スピーディな判断と柔軟な発想で臨むこととする。

1 自助、共助の強化

家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することにより自助を強化するとともに、自主防災組織などの共助の能力を高めることで、県民の被害を最小化する。

2 広域的な支援・受援体制の整備

7つの都県と県境を接する本県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側、さらに西日本から首都圏への玄関口となっている。

こうした地の利を生かし、本県は避難の受け皿や支援・受援の拠点として、国に協力して首都圏の復旧復興に取り組む。

3 二次災害への備え

首都圏は一体として様々な機能を分担している。首都直下地震発生時等によって、湾岸の石油コンビナートや発電所、交通網が壊滅的な被害を受けると、長期にわたる停電や燃料枯渇などによる二次災害のおそれがある。

こうした万が一の事態に備え、県庁舎や災害拠点病院などの防災拠点の電源・燃料の多重化や、県外からの避難者の受入れ、帰宅困難者対策等を進める。

第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

第1 県の役割

1 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 各部局の分掌事務

(1) 平時(予防・事前対策)

本計画の該当箇所欄 凡例

(第2編)-1(第1章)-1(第1)-予(予防・事前対策)-1(項目)

部局名	分掌事務	本計画の該当箇所
危機管理防災部	・危機管理・防災に関する総合調整	-
	・埼玉県防災会議	-1-1
	・防災に関する普及啓発活動	-2-1-予-1
	・自主防災組織の育成に係る市町村支援	-2-1-予-2
	・地域における防災リーダーの育成	-2-1-予-2
	・民間防火組織の育成強化	-2-1-予-3
	・消防団に関する普及啓発等	-2-1-予-4
	・市町村の消防団員募集の取組への支援	-2-1-予-4
	・市町村が企業等に対して行う取組への支援	-2-1-予-5
	・高圧ガス等の保安団体に対する助言・指導	-2-1-予-5
	・災害ボランティア活動の環境整備	-2-1-予-6
	・「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の運用	-2-1-予-6
	・地区防災計画の策定に係る情報提供等	-2-1-予-7
	・地震防災緊急事業五箇年計画の作成	-2-2-予-1
	・ブロック塀倒壊防止対策の推進	-2-2-予-2
	・自動販売機の転倒防止対策の推進	-2-2-予-2
	・液状化危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施及び公表	-2-2-予-5
	・出火防止対策の推進	-2-2-予-9
	・初期消火体制の充実	-2-2-予-9
	・危険物取扱施設の安全化	-2-2-予-9
	・自主防災組織等への資機材整備補助	-2-2-予-11
	・高圧ガス防災体制の整備	-2-3-予-3
	・災害時のエネルギー確保に向けた体制の整備	-2-3-予-4
	・災害対策本部体制の整備	-2-4-予-1
	・消防水利等の整備	-2-4-予-4
	・消防の広域化の推進	-2-4-予-4
	・救急救助体制の整備	-2-4-予-5
	・災害時広域医療搬送計画の整備	-2-4-予-5
	・都道府県相互応援体制の整備	-2-4-予-6
	・県防災行政無線の強化	-2-5-予-1
・震度情報ネットワークの整備	-2-5-予-1	

・情報処理分析体制の整備	-2-5-予-1
・災害情報のための電話の指定	-2-5-予-1
・ヘリコプター搬送計画の立案	-2-6-予-1
・帰宅困難者の一斉帰宅抑制の取組の推進	-2-7-予-1
・帰宅困難者に係る九都県市等の広域的取組の推進	-2-7-予-1
・災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充	-2-7-予-1
・帰宅支援道路の指定	-2-7-予-1
・帰宅困難者の一時滞在施設の確保	-2-7-予-1
・避難行動要支援者の安全対策	-2-9-予-1
・緊急通報システムの整備	-2-9-予-2
・県が行う各種物資の供給体制の整備に関する総合調整	-2-10-予-1
・防災用資機材の備蓄	-2-10-予-1
・自主防災組織への防災用資機材整備費助成	-2-10-予-1
・輸送施設・拠点の確保	-2-10-予-2
・輸送手段の確保	-2-10-予-2
・応急仮設住宅適地調査の実施	-2-11-予-1
・火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発	-5-2-予-1
・火山情報の種類と発表基準の周知	-5-2-予-1
・降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知	-5-2-予-1
・食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進	-5-2-予-3
・気象情報や避難情報の活用の周知	-2-5-予-1
・発災前の避難決定及び住民への情報提供	-2-7-予-1
・竜巻や対処方法に関する知識の普及	-2-11-予-1
・竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの普及	-2-11-予-2
・竜巻被害の予防対策の普及	-2-11-予-3
・竜巻に対する対処、防災関係機関との事前調整	-2-11-予-4
・竜巻、突風等が発生又は発生する可能性が高まった際の県民等への伝達体制の整備	-2-11-予-5
・竜巻等突風の通報制度の検討	-2-11-予-5
・竜巻、突風等が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の県民等への普及	-2-11-予-6
・竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有	-2-11-予-6
・浸水が予想される地域の脆弱性と避難分析	-4-4-1
・大規模水害リスクに関する情報の普及啓発	-4-4-1
・避難に係る情報発信	-4-4-1
・広域的な避難指針等の策定	-4-4-1
・応急対応力の強化	-4-4-2
・自主防災組織の育成強化	-4-4-3
・土地利用誘導による被害軽減	-4-4-4
・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄の奨励	-5-3-予-1
・県民が担うべき雪害対策の重要性の啓発	-5-3-予-1
・県民、企業との協力体制の確立	-5-3-予-1
・気象情報等の収集・伝達体制の整備	-5-3-予-2
・県民への伝達及び事前の周知	-5-3-予-2
・被災市町村や防災関係機関との情報共有	-5-3-予-2
・大雪対応事前行動計画(埼玉版タイムライン)の作成・共有	-5-3-予-3
・孤立集落が必要とする支援の想定	-5-3-予-5
・長期孤立を想定した備蓄の奨励	-5-3-予-5
・道路交通対策に係る関係機関の連携強化	-5-3-予-7

	・関係機関・団体等との平常時からの連携	-事-1
	・九都県市合同防災訓練等の実施	-事-1
	・物資供給体制の整備	-事-1
	・災害対策本部体制の強化	-事-1
	・連絡員の派遣体制の整備	-事-1
	・広域避難者の受入体制の整備	-事-1
	・防災情報システムの広域化	-事-2
	・広域支援拠点の確保	-事-3
	・広域支援拠点の情報の共有	-事-3
	・広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の編成	-事-4
	・広域応援要員の活動体制の整備	-事-4
	・他都県からの広域避難者の避難所利用に関する調整	-事-6
	・県民への普及啓発	-事-7
	・自主防災組織の育成	-事-7
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	-事-7
	・事業者等による事業継続の取組の促進	-事-7
企画財政部	・地域振興センター（災害対策本部支部）の防災体制の整備	-2-2
	・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進	-2-2-予-1
	・交通事業者の取組に対する支援	-2-3-予-1
	・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進	-4-4-4
総務部	・私立学校等の防災対策等	-2-1-予-5
	・庁舎の耐震化の推進	-2-2-予-2
	・私立学校における帰宅困難者対策の推進・促進	-2-7-予-1
	・私立学校における応急教育に関する計画の策定等	-2-11-予-3
県民生活部	・男女共同参画の視点からの防災対策の推進	-1-1-3
	・自主防犯組織の育成に係る市町村支援	-2-1-予-2
	・災害ボランティア活動の環境整備	-2-1-予-6
	・要配慮者（外国人）の安全確保	-2-9-予-2
環境部	・緑地の保全	-2-2-予-4
	・廃棄物処理施設の耐震性の確保	-2-3-予-3
	・再生可能エネルギー等の導入促進	-2-3-予-4
	・地下水の採取規制	-2-2-予-3
	・地盤沈下監視調査の実施	-2-2-予-3
	・水害廃棄物の処理体制の整備及び実施	-4-4-5
福祉部	・社会福祉施設等の防災対策等	-2-1-予-5
	・災害ボランティア活動の環境整備	-2-1-予-6
	・要配慮者の安全対策	-2-9-予-1
	・入院患者等の広域受入体制の確保	-4-4-1
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	-事-7
保健医療部	・病院等の防災対策等	-2-1-予-5
	・毒物劇物取扱施設の安全化	-2-2-予-9
	・初期医療体制の整備	-2-6-予-1
	・慢性疾患への対応マニュアルの整備	-2-6-予-1
	・災害拠点病院の指定	-2-6-予-1
	・医療資機材の整備・充実	-2-6-予-1
	・相互応援協定による広域医療協力体制の確立	-2-6-予-1
	・ヘリコプター搬送計画の立案	-2-6-予-1
	・災害時広域医療搬送計画の策定	-2-6-予-1
	・遺体収容所の選定に係る衛生管理運営等の指導	-2-6-予-2

	・埋火葬資材の確保に係る市町村への支援	-2-6-予-2
	・遺体の火葬に関する広域連携体制の構築	-2-6-予-2
	・要配慮者の安全対策	-2-9-予-1
	・医療救護用資機材、医薬品の供給体制の整備（備蓄、調達）	-2-10-予-1
	・動物の災害対策に関する普及啓発（所有者明示や災害時に備えたしつけ）	-2-11-予-2
	・入院患者等の広域受入体制の確保	-4-4-1
	・防疫作業の実施	-4-4-5
	・広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の編成	-事-4
	・広域応援要員の活動体制の整備	-事-4
	・県外からの傷病者の受入れに係る体制の整備	-事-5
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	-事-7
産業労働部	・企業の事業継続に向けた取組への支援	-2-1-予-5
	・企業活動のバックアップ拠点の立地促進	-2-1-予-5
	・生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達）	-2-10-予-1
	・事業者等による事業継続の取組の促進	-事-7
農林部	・農地の保全	-2-2-予-4
	・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の管理	-2-2-予-7
	・地すべり防止工事などの対策の推進	-2-2-予-7
	・ため池の震災予防対策の推進	-2-2-予-8
	・林道のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進	-2-2-予-11
	・食料の供給体制の整備（備蓄、調達）	-2-10-予-1
	・保安林等の指定	-2-2-予-1
	・治山施策の総合的な推進	-2-2-予-1
	・地すべりの予防対策	-2-2-予-4
	・山地災害の予防対策	-2-2-予-4
	・農作物における耐風対策	-2-11-予-3
	・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進	-4-4-4
	・農産物等への被害軽減対策	-5-3-予-10
県土整備部	・彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動の支援	-2-1-予-6
	・社会資本の長寿命化計画の策定・実施	-2-2-予-1
	・地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進	-2-2-予-1
	・広幅員道路の整備	-2-2-予-4
	・液状化対策工法の普及	-2-2-予-5
	・耐震診断及び耐震強化対策の実施	-2-2-予-5
	・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定	-2-2-予-7
	・地すべり防止工事などの対策の推進	-2-2-予-7
	・河川の震災予防対策の推進	-2-2-予-8
	・ダム等の震災予防対策の推進	-2-2-予-8
	・県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進	-2-2-予-11
	・道路整備の推進	-2-3-予-1
	・橋梁の耐震化の推進	-2-3-予-1
	・緊急輸送道路の指定	-2-3-予-2
	・道路網の整備	-2-3-予-2
	・緊急輸送道路上の橋梁の耐震強化	-2-3-予-2
	・応急復旧資機材の整備	-2-3-予-2
	・共同溝、電線共同溝の整備推進	-2-3-予-3

	・治水施設の整備	-2-2-予-2
	・総合治水対策の推進	-2-2-予-2
	・水防法に基づく浸水想定区域の指定等	-2-2-予-2
	・土砂災害警戒区域等の指定	-2-2-予-4
	・土石流の予防対策	-2-2-予-4
	・地すべりの予防対策	-2-2-予-4
	・がけ崩れの予防対策	-2-2-予-4
	・水防体制の確立	-2-4-予-1
	・風防体制の確立	-2-4-予-2
	・発災前の避難決定及び住民への情報提供	-2-7-予-1
	・浸水が予想される地域の脆弱性と避難分析	-4-4-1
	・大規模水害リスクに関する情報の普及啓発	-4-4-1
	・避難に係る情報発信	-4-4-1
	・広域的な避難指針等の策定	-4-4-1
	・排水施設の耐水性の強化	-4-4-2
	・水防団の育成強化	-4-4-3
	・総合治水対策の推進	-4-4-4
	・排水対策の強化	-4-4-4
	・被災市町村や防災関係機関との情報共有	-5-3-予-2
	・道路交通の確保	-5-3-予-7
	・道路交通対策に係る関係機関の連携強化	-5-3-予-7
	・広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の編成	-事-4
	・広域応援要員の活動体制の整備	-事-4
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	-事-7
都市整備部	・ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録	-2-1-予-6
	・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進	-2-2-予-1
	・計画的な市街地整備の推進	-2-2-予-1
	・市町村の「都市における震災の予防に関する計画（防災都市づくり計画）」の策定支援	-2-2-予-1
	・社会資本の長寿命化計画の策定・実施	-2-2-予-1
	・地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進	-2-2-予-1
	・耐震改修促進計画の策定	-2-2-予-2
	・耐震診断及び耐震改修の促進	-2-2-予-2
	・高層建築物の防災対策の推進	-2-2-予-2
	・ブロック塀の倒壊防止対策	-2-2-予-2
	・防火地域・準防火地域の指定の促進	-2-2-予-3
	・建築物の防火の推進	-2-2-予-3
	・公園の整備	-2-2-予-4
	・広幅員道路の整備	-2-2-予-4
	・液状化対策工法の普及	-2-2-予-5
	・宅地造成地における防災対策の推進	-2-2-予-6
	・被災建築物応急危険度判定体制等の整備	-2-2-予-10
	・緊急輸送道路沿線地域の不燃化	-2-3-予-2
	・緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化	-2-3-予-2
	・共同溝、電線共同溝の整備推進	-2-3-予-3
	・下水道施設の耐震化の促進	-2-3-予-3
	・要配慮者を考慮した防災基盤整備の促進	-2-9-予-2
	・建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関し市町	-2-11-予-1

	村が行う指導・相談の支援体制の整備 ・ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う者の育成等 実施体制の整備 ・ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の普及啓発 ・ 応急仮設住宅の供給体制の整備 ・ 応急仮設住宅の適地調査の実施 ・ 土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進 ・ 広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の編成 ・ 広域応援要員の活動体制の整備 ・ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	-2-11-予-1 -2-11-予-1 -2-11-予-1 -2-11-予-1 -4-3-4 -事-4 -事-4 -事-7
会計管理者	・ 輸送手段の確保	-2-10-予-2
企業局	・ ダムの震災予防対策の推進 ・ 上水道施設の震災予防対策 ・ 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・ 緊急備蓄用としての送水調整池等の整備計画の策定 ・ 代替水の供給	-2-2-予-8 -2-3-予-3 -2-10-予-1 -2-10-予-1 -2-2-予-3
病院局	・ 後方医療機関の機能確保 ・ 医療救護用資機材、医薬品の供給体制の整備（備蓄、調達）	-2-6-予-1 -2-10-予-1
下水道局	・ 緊急輸送道路にある下水道のマンホールの耐震化 ・ 下水道施設の耐震性の確保 ・ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	-2-3-予-2 -2-3-予-3 -事-7
教育局	・ 公立学校等の防災対策等 ・ 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進 ・ 公立学校における帰宅困難者対策の推進・促進 ・ 県立高校等における耐震性貯水槽の整備 ・ 応急教育に関する計画の策定等	-2-1-予-5 -2-2-予-1 -2-7-予-1 -2-10-予-1 -2-11-予-3
警察本部	・ 災害警備体制の確立	-2-4-予-3
関係各部署	・ 防災活動のための公共用地の有効活用 ・ 耐震診断及び耐震改修の実施 ・ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進 ・ 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底 ・ 応急対応、復旧復興のための人材の確保 ・ 防災活動拠点の整備 ・ 専門的技術職員による相互応援体制の整備 ・ 国の応援受入体制の整備 ・ 防災機関等の応援協力体制の整備 ・ 公共的団体からの応援受入体制の整備 ・ 災害情報収集体制の整備 ・ 情報通信設備の安全対策の推進 ・ 県民の安全、健康管理等 ・ 降灰による空調機器等への影響 ・ 視界不良時の交通安全確保 ・ 農産物等への被害軽減対策 ・ 上下水道施設への影響の軽減対策 ・ 降灰処理 ・ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化 ・ 地域コミュニティによる支援機能の強化	-2-2-予-1 -2-2-予-2 -2-4-予-1 -2-4-予-1 -2-4-予-1 -2-4-予-2 -2-4-予-6 -2-4-予-6 -2-4-予-6 -2-4-予-6 -2-5-予-1 -2-5-予-1 -5-2-予-2 -5-2-予-2 -5-2-予-2 -5-2-予-2 -5-2-予-2 -5-2-予-2 -5-2-予-2 -5-2-予-2 -5-2-予-2 -5-3-予-3 -5-3-予-5

・雪害から建築物被害を軽減させるための措置	-5-3-予-6
-----------------------	----------

(2) 災害発生時(応急対策、復旧・復興対策)

大規模災害発生時には、災害対策本部を設置し、下記の各部及び支部が災害対応に当たる。

災害対策本部の体制は、「第2節 防災体制 第1-1 県災害対策本部の機構及び組織(第1編-31ページ)」のとおりである。

なお、災害対策本部を設置しない災害においては、非常体制に準じた配備を行い、迅速かつ必要十分な対応を実施する。

各部の組織及び主な分担事務

部 名 ----- 構成課等	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
統括部 ----- 危機管理課、消防防災課、化学保安課、知事室長、報道長、総合調整幹、秘書課、広聴広報課	危機管理防災 部長	危機管理防災 部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等に関する情報の収集に関する事 ・本部の設置、運営に関する事 ・国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関する事 ・他の都道府県への要請及び連絡調整に関する事 ・各部間等の災害対策の調整に関する事 ・市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関する事 ・指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関する事 ・報道に関する事 ・災害等に関する広報全般に関する事 ・インターネットによる情報発信に関する事 ・災害救助法(災害弔慰金、見舞金を含む)に関する事 ・帰宅困難者対策に関する事 ・物流オペレーションに関する事
涉外財政部 ----- 企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、地域政策課、市町村課、土地水政策課	企画財政部長	企画財政部副 部長	<ul style="list-style-type: none"> ・国への要望に関する事 ・全国知事会及び関東地方知事会に関する事 ・災害等対策予算に関する事 ・義援金等の受入に関する事 ・その他涉外財政に関する事
総務部 ----- 人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、税務課、個人県民税対策課、管財課、統計課、総務事務センター、行政監察幹、情報シス	総務部長	総務部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康等に関する事 ・税の徴収猶予・減免措置に関する事 ・私立学校の災害対策に関する事 ・庁舎の維持管理に関する事 ・県有施設の応急復旧に関する事

テム課、営繕課（県営住宅建築担当は除く）、設備課（県営住宅設備担当は除く）			
県民安全部 広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、国際スポーツ課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課	県民生活部長	県民生活部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集、提供に関する事 ・災害情報相談センターの設置運営に関する事 ・生活関連物資等の価格の安定措置に関する事 ・ボランティアの総合調整に関する事
農林対策部 農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、秩父農林振興センター	農林部長	農林部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、林地、農林水産業用施設等の災害対策に関する事 ・被災農林水産業者の支援に関する事 ・物流オペレーションの支援（主に食料の要請受付、調達、配分）に関する事
給水部 企業局総務課、企業局財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課、工事検査員、生活衛生課（保健医療部水道担当）	企業局長	管理部長 水道部長	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保、供給に関する事
産業対策部 産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課	産業労働部長	産業労働部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業及び被災勤労者の融資に関する事 ・災害離職者の早期再就職の促進に関する事 ・物流オペレーションの支援（主に生活必需品の要請受付、調達、配分）に関する事
環境対策部 環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課	環境部長	環境部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等による廃棄物の処理に関する事 ・水質汚濁対策に関する事 ・その他環境保全対策に関する事
救援福祉部 福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課	福祉部長	福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティアに関する事 ・災害時等の要援護者対策に関する事 ・各種福祉施設の応急対策に関する事 ・社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ・各部署が開設する避難所の運営の支援に関する事 ・その他救援に関する事
医療救急部	保健医療部長	病院局長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・助産に関する事

保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課、病院局経営管理課、病院局小児医療センター建設課			<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の編成、派遣に関する事 ・医薬品等の確保、供給に関する事 ・防疫・保健衛生に関する事 ・埋・火葬の調整に関する事 ・飲料水、食料の衛生管理に関する事 ・動物愛護、猛獣対策に関する事 ・日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関する事 ・県立病院における医療に関する事 ・その他医療に関する事
<p>応急復旧部</p> <p>県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課、収用委員会事務局</p>	県土整備部長	県土整備部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の応急対策に関する事 ・河川の応急対策に関する事 ・ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 ・その他応急復旧に関する事
<p>住宅対策部</p> <p>都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課（県営住宅建築担当に限る）、設備課（県営住宅設備担当に限る）、下水道局</p>	都市整備部長	都市整備部副部長 下水道局長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の供給に関する事 ・応急危険度判定に関する事 ・住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 ・下水道施設の応急対策に関する事 ・公園の利用に関する事 ・区画整理事業の応急対策に関する事 ・被災宅地危険度判定に関する事 ・市街地復興に関する事 ・その他住宅対策に関する事
<p>輸送部</p> <p>出納総務課、会計管理課、入札課、入札審査課、交通政策課</p>	会計管理者	契約局長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の輸送に関する事 ・輸送事業者との連絡調整に関する事 ・輸送手段、燃料に関する事 ・物流オペレーションの支援（主に救援物資の輸送）に関する事
<p>文教部</p> <p>教育局総務課、教育政策課、教育局財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課</p>	教育局教育総務部長	教育局県立学校部長 教育局市町村支援部長	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 ・学用品の確保、調達に関する事 ・授業料の減免措置に関する事 ・文化財の保護に関する事 ・県立学校施設の応急復旧に関する事 ・その他教育に関する事
<p>議会部</p> <p>議会事務局秘書課、議会事務局総務課、議事課、政策調査課、図書室</p>	議会事務局長	議会事務局副事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関する事
<p>応援部</p>	人事委員会事	監査事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・物流オペレーションの支援（主に義援

人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局	務局長	労働委員会事務局	物資の対応)に関すること ・他の部の応援に関すること
警察本部 警察本部各所属	警察本部長	警備部長	・災害警備活動に関すること
各部共通	関係各部局長	関係各部局	・各部局が管理する施設を県避難所として開設、運営すること

支部の設置場所、担当区域

支部名	設置場所	担当区域
さいたま支部	さいたま 県税事務所	さいたま市
川口支部	南部地域振興 センター	川口市 蕨市 戸田市
朝霞支部	南西部地域振興 センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
春日部支部	東部地域振興 センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町
上尾支部	県央地域振興 センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川越支部	川越比企地域 振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村
所沢支部	西部地域振興 センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市
行田支部	利根地域振興 センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町
熊谷支部	北部地域振興 センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
秩父支部	秩父地域振興 センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町

各部の分掌事務

部局名	分掌事務	本計画の該当箇所
統括部	・危険物施設の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達	-2-3-応-1
	・高圧ガス製造施設応急対策(地震発生直後)の実施	-2-3-応-4
	・防災拠点施設等へのエネルギー供給継続のための調整の実施	-2-3-応-5
	・ライフラインの復旧作業を円滑に進めるための調整の実施	-2-3-復-1
	・防災活動拠点の開設・運営	-2-4-応-2
	・防災ヘリコプターによる火災出場、救助出場、救急出場及び調査(偵察)出場	-2-4-応-5
	・消防応援出動の指示	-2-4-応-5
	・緊急消防援助隊の要請	-2-2-応-5
	・知事による災害派遣要請の実施	-2-4-応-6
	・自衛隊との連絡調整	-2-4-応-6
	・自衛隊災害派遣部隊の受入体制の確保	-2-4-応-6
	・放送機関に対する放送要請	-2-4-応-7
・防災関係機関への応援要請	-2-4-応-7	

・市町村からの応援要請に基づく関係機関への応援要請	-2-4-応-7
・消防庁への緊急消防援助隊の派遣要請	-2-4-応-7
・他地方公共団体への応援要請	-2-4-応-7
・ヘリコプターの運航調整の実施	-2-4-応-9
・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理	-2-4-応-9
・災害広報資料の収集	-2-5-応-2
・広報センターの設置	-2-5-応-2
・報道機関への発表	-2-5-応-2
・広報の実施	-2-5-応-2
・帰宅困難者・要配慮者への広報	-2-5-応-2
・埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の出動の指示又は要請の実施	-2-6-応-1
・県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配	-2-6-応-1
・搬送用車両の手配・配車	-2-6-応-1
・帰宅困難者に対する情報の提供・広報の実施	-2-7-応-1
・帰宅困難者へ一時滞在施設開設等の情報提供	-2-7-応-2
・一時滞在施設における帰宅困難者用飲料水・食料の調達	-2-7-応-2
・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請	-2-7-復-1
・市町村からの要請に基づく避難所への職員の派遣	-2-8-応-2
・避難所に係る他市町村への職員派遣指示	-2-8-応-2
・他の市町村への広域一時避難に係る市町村間調整	-2-8-応-3
・都道府県外広域滞在に関する他都道府県との協議	-2-8-応-3
・市町村からの要請に基づく職員の派遣	-2-8-応-3
・市町村への職員派遣指示	-2-8-応-3
・遠県への広域滞在に関する他都道府県との調整	-2-8-応-4
・救援物資管理システムの運用（物流オペレーションチームの編成）	-2-10-応-1
・食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、市町村への供給	-2-10-応-1
・市町村が行う炊き出しへの支援	-2-10-応-1
・緊急通行車両の確認	-2-10-応-2
・災害救助法適用の告示	-2-11-応-1
・応急救助の実施	-2-11-応-1
・義援（見舞）金、支援物資等の受付	-2-11-復-1
・支援物資の仕分け	-2-11-復-1
・支援物資の輸送	-2-11-復-1
・義援金、義援物資等の市町村に対する配分	-2-11-復-1
・被災者生活再建支援制度の運用	-2-11-復-1
・災害応急対策の実施	-5-2-応-1
・災害対策本部等の設置	-5-2-応-1
・降灰情報の収集・伝達	-5-2-応-2
・広域一時滞在	-5-2-応-10
・物価の安定、物資の安定供給	-5-2-応-11
・情報の収集・伝達	-2-4-応-3
・二次災害の防止	-2-4-応-3
・気象特別警報・警報・注意報の伝達	-2-5-応-1
・気象警報等及び土砂災害警戒情報等の受領	-2-5-応-2
・防災情報メール等を活用した竜巻・突風等の情報の伝達	-2-11-応-1
・市町村からの要請に基づく職員の派遣	-2-11-応-4
・災害応急対策の実施	-5-3-応-1
・災害対策本部又は災害即応室の設置	-5-3-応-1
・初動期の人員確保	-5-3-応-1

	・災害対策緊急要員の増員	-5-3-応-1
	・積雪に関する被害情報の収集・伝達	-5-3-応-2
	・県民への情報発信	-5-3-応-2
	・積雪に伴う執るべき行動の周知	-5-3-応-2
	・被災市町村等との情報共有機能の強化	-5-3-応-2
	・除雪の応援調整	-5-3-応-3
	・なだれ事故に対する応急対策	-5-3-応-5
	・ヘリコプター等による救出・救助	-5-3-応-5
	・孤立地区の応急対策	-5-3-応-5
	・ライフライン事業者の復旧作業の支援	-5-3-応-8
	・関係機関の調整	-5-3-応-8
	・なだれ対策の実施	-5-3-復-1
	・情報の収集・伝達	-応-1
	・避難所の再配置	-応-4
	・後方応援本部（仮称）の設置	-応-1
	・被災状況等の情報収集	-応-2
	・緊急消防援助隊の派遣	-応-3
	・広域支援拠点の選定	-応-5
	・広域支援拠点の開設・運用	-応-5
	・備蓄物資の提供	-応-7
	・物資の調達・提供	-応-7
	・応援要員（職種混成の応援要員のチーム）派遣	-応-8
	・埼玉DMATの派遣に係る調整の実施	-応-9
	・医療救護班の派遣に係る調整の実施	-応-10
	・受入後方医療機関の指定	-応-11
	・後方医療機関との傷病者受入の調整	-応-11
	・搬送手段の確保・調整	-応-11
	・被災都県との避難者の受入調整	-応-13
	・避難者の移送に係る調整	-応-13
	・県有施設における避難者の受入れ	-応-13
	・遠県への避難に係る他県との調整	-応-13
	・市町村からの要請に基づく職員の派遣	-応-13
	・被災都県からのし尿処理、ごみ処理の受入れに係る市町村との調整の実施	-応-15
	・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施	-復-1
	・ライフライン事業者の復旧応援作業の総合調整	-復-2
	・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請	-復-5
	・災害復旧用資機材の調達	-復-7
	・県内の国の機関との連携体制の構築	-復-9
	・さいたま新都心周辺における執務体制樹立への協力	-復-9
	・政府（緊急災害対策本部）との連絡調整	-復-9
	・政府の活動スペースの確保	-復-9
	・政府関係職員の住宅など、生活環境の確保	-復-9
物流オペレーションチーム（統	・一時滞在施設における帰宅困難者用飲料水・食料の調達	-2-7-応-2
	・食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、市町村への供給	-2-10-応-1

括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、物流事業者)	・食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村への緊急輸送	-2-10-応-2
	・医薬品等の輸送支援	-2-10-応-2
	・義援物資の受付・仕分・保管	-2-11-復-1
渉外財政部 (企画財政部)	・災害復旧事業の財政面での調整・助言の実施	-2-2-復-1
	・義援金等の受入	-2-11-復-1
	・復興対策本部の設置	-3-2
総務部	・私立学校における応急対策の指導及び支援	-2-11-応-7
	・地方税の徴収猶予及び減免の措置	-2-11-復-1
	・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施	-復-1
県民安全部	・企業やNPOなどの団体のボランティアの調整	-2-1-応-4
	・広報ホームページ（埼玉県震災コーナー）の開設	-2-5-応-2
	・災害情報相談センターの設置	-2-5-応-2
	・被災者の安否情報の提供	-2-5-応-2
	・震災相談連絡会議の開催	-2-5-応-2
	・帰宅困難者に対する情報の提供・広報の実施	-2-7-応-1
	・市町村が避難者に対して行う相談（健康や福祉等）支援	-2-8-応-2
	・生活必需品等の安定供給の確保	-2-11-復-1
	・物価の安定、物資安定供給	-5-2-応-11
	農林対策部	・畜産施設等の応急対策の実施
・林道の被害状況の把握及び伝達		-2-3-応-1
・応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む）		-2-3-応-1
・道路施設の応急対策の実施		-2-3-応-1
・食品（米穀その他）の調達及び市町村への供給、輸送		-2-10-応-1
・市町村が行う炊き出しへの支援		-2-10-応-1
・天災融資法、農林漁業金融公庫法、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資		-2-11-復-1
・義援物資等の受入		-2-11-復-1
給水部	・農業者への支援	-5-3-復-2
	・水道施設の応急対策の実施	-2-3-応-4
	・水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資機材調達のための連絡調整の実施	-2-3-応-4
	・水道施設の復旧計画の策定・作業の実施	-2-3-復-1
	・水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資機材調達のための連絡調整の実施	-2-3-復-1
	・給水に必要な資機材の確保	-2-10-応-1
	・拠点給水及び車両給水の実施	-2-10-応-1
	・応急、復旧工事を実施するための技術者等の市町村へのあつせん	-2-10-応-1
・給水施設の応急復旧	-2-10-応-1	
産業対策部	・生活必需品の調達、市町村への供給	-2-10-応-1
	・高等技術専門学校における職業訓練の実施	-2-11-復-1
	・県制度融資の貸付	-2-11-復-1
	・義援物資等の受入	-2-11-復-1
	・空き工場・作業場の斡旋	-復-6
環境対策部	・がれき処理等廃棄物処理における支援	-2-11-応-3
	・甚大な被害を受けた他都県の除灰処理支援	-5-2-応-9
	・被災都県のがれき処理への協力	-応-14
	・被災都県からのし尿処理、ごみ処理の受入れに係る市町村との調整の実施	-応-15

救援福祉部	・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援	-2-1-応-4
	・社会福祉施設の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・精神保健活動	-2-6-応-1
	・市町村が避難者に対して行う相談（健康や福祉等）支援	-2-8-応-2
	・都道府県外広域滞在に関する他都道府県との協議	-2-8-応-3
	・義援金、義援物資等の受入	-2-11-復-1
	・避難所の再配置	-応-4
医療救急部	・動物園施設等の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・医療救護施設等の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・毒劇物等の施設の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配	-2-6-応-1
	・埼玉DMATの派遣	-2-6-応-1
	・医療救護班の編成・派遣	-2-6-応-1
	・後方医療機関の指定	-2-6-応-1
	・衛生器材の取扱施設の被害状況の把握及び衛生器材の調達	-2-6-応-1
	・精神科救急医療の確保	-2-6-応-1
	・血液等の供給	-2-6-応-1
	・精神保健活動	-2-6-応-1
	・栄養指導	-2-6-応-1
	・防疫活動（消毒の指示及び指導の実施、保菌検索の実施、患者収容計画の樹立）	-2-6-復-1
	・市町村が避難者に対して行う相談（健康や福祉等）支援	-2-8-応-2
	・医薬品の調達及び市町村への供給、輸送	-2-10-応-1
	・食品衛生監視班の編成・派遣	-2-11-応-4
	・動物救援本部の設置	-2-11-応-5
	・所有者不明の動物、負傷動物等の保護	-2-11-応-5
	・避難所における動物の適正飼養の指導の実施	-2-11-応-5
	・危険な動物等が逸走した場合の収容、管理	-2-11-応-5
	・義援物資等の受入	-2-11-復-1
	・孤立地区の応急対策	-5-3-応-5
	・埼玉DMATの派遣に係る調整の実施	-応-9
・医療救護班の派遣に係る調整の実施	-応-10	
・受入後方医療機関の指定	-応-11	
・後方医療機関との傷病者受入の調整	-応-11	
・搬送手段の確保・調整	-応-11	
・県外市町村が行う行方不明者捜索への協力	-応-12	
・埋・火葬の調整及び斡旋	-復-3	
・他都県への防疫班の派遣	-復-4	
応急復旧部	・緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達	-2-3-応-1
	・応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む）	-2-3-応-1
	・道路施設の応急対策の実施	-2-3-応-1
	・資機材の備蓄及び水防措置の実施	-2-4-応-1
	・避難のための立退きの指示（知事）	-2-4-応-1
	・風防体制の配備	-2-4-応-2
	・土砂災害警戒情報の発表	-2-4-応-3
	・土砂災害緊急情報の提供	-2-4-応-3
	・情報の収集・伝達	-2-4-応-3
	・二次災害の防止	-2-4-応-3
	・洪水予報の発表	-2-5-応-1

	・水防法に基づく河川の水位周知	-2-5-応-1
	・水防警報の発表	-2-5-応-1
	・土砂災害警戒情報の発表	-2-5-応-1
	・土砂災害緊急情報の提供	-2-5-応-1
	・避難の指示（洪水及び地すべり）	-2-7-応-1
	・警戒区域の設定（市町村が事務を行えなくなったとき）	-2-7-応-1
	・除雪に係る情報の発信	-5-3-応-2
	・除雪の応援調整	-5-3-応-3
	・道路の修復	-応-3
	・他都県における道路啓開支援活動の実施	-応-6
	・災害復旧用資機材の調達	-復-7
住宅対策部 （都市整備部）	・不特定多数の人が利用する公共施設の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・動物園施設等の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・一般建築物等の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・下水道施設の応急対策の実施	-2-3-応-4
	・下水道施設の復旧計画の策定・作業の実施	-2-3-復-1
	・物資拠点（県営公園、大規模施設）の運営、要員の確保	-2-10-応-1
	・県営住宅等の空家の提供	-2-11-応-6
	・応急仮設住宅の供給	-2-11-応-6
	・市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援	-2-11-応-6
	・市街地復興事業のための行政上の手続の実施	-3-3
輸送部	・代替輸送の提供	-2-7-復-1
	・輸送用車両の調達、あっせん、または人員及び物資の輸送	-2-10-応-2
	・移送の実施	-応-13
	・代替輸送の提供	-復-5
文教部	・物資拠点（防災拠点校）の運営、要員の確保	-2-10-応-1
	・公立学校における応急対策の指導及び支援	-2-11-応-7
	・学用品の調達	-2-11-応-7
	・授業料の減免、奨学金貸与の措置	-2-11-応-7
	・文化財の応急措置の実施	-2-11-応-7
応援部	・他の部の応援	-
警察本部	・緊急交通路等の被害の把握及び伝達	-2-3-応-1
	・交通信号施設の応急対策の実施	-2-3-応-1
	・交通規制措置の実施	-2-3-応-2
	・警察本部及び警察署における災害警備体制の確立	-2-4-応-4
	・自衛隊災害派遣部隊との相互協力	-2-4-応-6
	・ヘリコプターの運航調整への協力	-2-4-応-9
	・市町村が行う行方不明者捜索への協力	-2-6-応-2
	・検視又は死体調査の実施	-2-6-応-2
	・避難所及び周辺の警戒活動	-2-8-応-2
	・緊急通行車両等の確認	-2-10-応-2
	・危険な動物等が逸走した場合の収容、管理	-2-11-応-5
	・必要に応じた交通規制	-5-3-応-3
	・ヘリコプター等による救出・救助	-5-3-応-5
	・警察災害派遣隊の派遣	-応-4
	・県外市町村が行う行方不明者捜索への協力	-応-12
	・検視又は死体調査の実施	-応-12
関係各部	・公共建築物の応急対策の実施	-2-2-応-1
	・災害復旧計画の作成・事業の実施	-2-2-復-1
	・災害対策本部体制等の施行	-2-4-応-1

	・国からの応援受入れ	-2-4-応-8
	・地方公共団体からの応援受入れ	-2-4-応-8
	・ボランティアの応援受入れ	-2-4-応-8
	・公共的団体からの応援受入れ	-2-4-応-8
	・被害情報等の収集・伝達の実施	-2-5-応-1
	・正確な情報に基づく適切な災害応急対策の実施	-2-5-応-1
	・報道機関への発表	-2-5-応-2
	・応急救助の実施	-2-11-応-1
	・震災復興計画の策定	-3-3
	・復興事業の実施	-3-4
	・東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置の実施	-4-1
	・警戒宣言に伴う措置の実施	-4-2
	・土石流・泥流対策の実施	-5-2-復-1
	・気象警報等を受けた各種措置の実施	-2-5-応-2
	・市町村が行う災害救助への適切な支援の実施	-2-11-応-2
	・市町村の行う被害認定への支援	-2-11-復-1
	・関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施	-2-11-復-2
	・孤立地区の応急対策	-5-3-応-5
	・長期避難者への生活支援の実施	-復-8
	・政府の災害対応及び業務継続の支援	-復-9
施設管理者	・防災活動拠点の開設・運営	-2-4-応-2
	・帰宅困難者の一時滞在施設の開設	-2-7-応-2
	・市町村の避難計画策定への協力	-2-8-予-1
	・施設及び敷地内の降灰の除去	-5-2-応-8
支部	・防災活動拠点の開設・運営	-2-4-応-2
	・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保	-2-10-応-1,2
	・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保	-2-10-応-1,2
	・物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保	-2-10-応-1,2
	・緊急通行車両の確認	-2-10-応-2
	・広域支援拠点の開設・運用	-応-5

第2 市町村の役割

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（市町村地域防災計画）を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。

当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び県民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

名 称	内 容
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害査定立会に関すること 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること 3 地方公共団体に対する融資に関すること 4 国有財産の管理処分に関すること
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事 <p>3 復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事
関東運輸局 埼玉運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事 3 災害時における不通区間の回送の指導に関する事
東京航空局 東京空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
東京管区气象台（熊谷地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 2 気象業務に必要な観測体制の充実に図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事 3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事 4 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関する事 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 6 災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行う事 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事

	<p>3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事</p> <p>4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事</p>
埼玉労働局	<p>1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事</p> <p>2 職業の安定に関する事</p>
関東地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 震災対策の推進</p> <p>(2) 危機管理体制の整備</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進</p> <p>(4) 防災教育等の実施</p> <p>(5) 防災訓練</p> <p>(6) 再発防止対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</p> <p>(2) 活動体制の確保</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</p> <p>(5) 災害時における応急工事等の実施</p> <p>(6) 災害発生時における交通等の確保</p> <p>(7) 緊急輸送</p> <p>(8) 二次災害の防止対策</p> <p>(9) ライフライン施設の応急復旧</p> <p>(10) 地方公共団体等への支援</p> <p>(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣</p> <p>(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣</p> <p>(13) 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 災害復旧の実施</p> <p>(2) 都市の復興</p> <p>(3) 被災事業者等への支援措置</p>

2 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊第32普通科連隊	<p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事</p> <p>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事</p> <p>(3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事</p>

3 指定公共機関

名 称	内 容
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと 2 災害により線路が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処置を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
東日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備に関すること 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
日本郵便(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること
日本放送協会(NHK)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
東日本高速道路(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本高速道路の保全に関すること 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
首都高速道路(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全に関すること 2 首都高速道路の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
日本通運(株)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
東京電力(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京ガス(株)	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関する

	こと 2 ガスの供給の確保に関すること
--	------------------------

4 指定地方公共機関

名 称	内 容
東武鉄道(株)、 西武鉄道(株)、 秩父鉄道(株)、 埼玉新都市交通(株)、 埼玉高速鉄道(株)、 首都圏新都市鉄道(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
水防事務組合、水害 予防組合	1 水防施設資材の整備に関すること 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること 3 水防活動に関すること
ガス供給事業者(都 市ガス)	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること
(株)テレビ埼玉	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナッ クファイブ	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県医師 会、(一社)埼玉県 歯科医師会、(公 社)埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県バス 協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県LP ガス協会	1 LPガス供給施設の安全保安に関すること 2 LPガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

第4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること ・ 災害時における広報等に協力すること ・ 出火の防止及び初期消火に協力すること ・ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること ・ 被災者の救助業務に協力すること ・ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること ・ 被害状況の調査に協力すること
--

名 称	内 容
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整
森 林 組 合	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員の被災状況調査及びその応急対策 2 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせん 4 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力
生活協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること
社会福祉法人埼玉県 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の支援に関すること 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
商工会、商工会議所 等商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 被災時の病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 災害時における収容者の保護
金 融 機 関	被災事業者等に対する資金の融資
学 校 法 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における教育対策 3 被災施設の災害復旧

婦人会等社会教育関係団体	市町村が実施する応急対策についての協力に関すること
--------------	---------------------------

第5 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

県は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

県と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

【資料編 -2-1-1】災害時応援協定一覧

第2節 防災体制

各防災機関は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

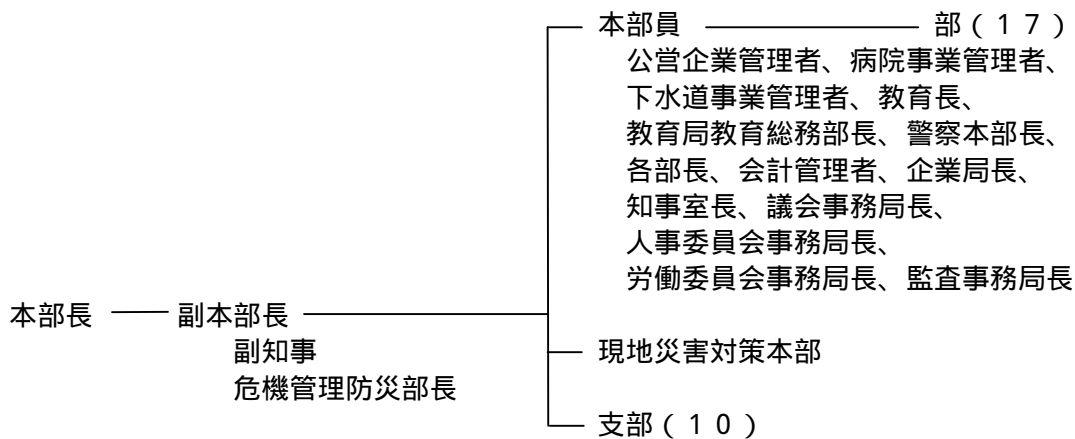
第1 県の体制

県は平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県災害対策本部条例、県災害対策本部設置要綱及び同運営要領に基づき、災害対応の体制を施行する。

【資料編 -2-2-1】県災害対策本部条例、県災害対策本部要綱及び同運営要領

1 県災害対策本部の機構及び組織

(1) 県災害対策本部の機構



(2) 部及び支部の組織

部	統括部 渉外財政部 総務部 県民安全部 農林対策部 給水部 産業対策部 環境対策部 救援福祉部 医療救急部 応急復旧部 住宅対策部 輸送部 文教部 議会部 応援部 警察本部
支部	さいたま支部 川口支部 朝霞支部 春日部支部 上尾支部 川越支部 所沢支部 行田支部 熊谷支部 秩父支部

(3) 指令室

災害対策本部統括部に本部長の意思決定をサポートする指令室を設置する。

(4) 物流オペレーションチーム(統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、関係物流事業者、団体)

災害対策本部統括部内に物流オペレーションチームを編成し、食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村からの要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等を一元的に行う。

同チームは、関係部から派遣された職員が合同で実施し、それぞれの部が平常時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。

また、同チームを災害時に迅速かつ的確に機能させるため、平常時から関係部が連携して事前対策を実施することで、災害時に備えた業務ノウハウの向上や関係機関との連携強化を図っておくものである。

(5) 災害即応室

災害対策本部を設置しない体制（情報収集体制や警戒体制）において、災害予防及び災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、災害即応室を設置する。室長は統括部長とする。

2 配備区分及び施行・解除の手續等

本部要綱及び同運営要領による。

【体制の配備区分、配備基準及び活動内容】

配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	地震 原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する
	風水害等 災害が発生又は発生が予想される場合（台風直撃等）		
警戒体制	地震 原則として震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
	風水害等 災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合（市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）		
非常体制	地震 原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 「東海地震予知情報」が発表された場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する
	風水害等 相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合（多数の市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）		

なお、現地災害対策本部は必要に応じて本部長が設置する。

【配備体制施行・解除の手續】

種別	施行・解除を行う者
情報収集体制	知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。
警戒体制	知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。
非常体制	知事が施行する。

震度6弱以上の地震が発生した場合の非常体制施行は自動（災害対策本部自動設置）

【災害対策本部設置及び配備体制施行等の通知先】

- ・ 支部長
- ・ 市町村長
- ・ 陸上自衛隊第32普通科連隊長
- ・ 報道機関
- ・ その他必要と認める機関の長

【本部長の命令の伝達】

- 第1手段 埼玉県防災行政無線電話ファクシミリ
- 第2手段 埼玉県防災情報システム
- 第3手段 電子メール（職員参集支援システム等）

(1) 県災害対策本部の開設

災害対策本部は危機管理防災センター2階の本部会議室に開設し、「埼玉県災害対策本部」の標識を掲げる。危機管理防災センターが被災して使用できない場合は、危機管理防災部長が設置可能な庁舎から災害対策本部設置の可能性を検討する。

(2) 災害連絡調整会議の設置

災害対策本部を補完するため、関係部局の副部長により構成される災害連絡調整会議を置く。災害連絡調整会議は統括部の部長が座長となり、以下の業務について会議を主宰する。

災害状況の調査

災害応急活動に関すること

災害対策本部の設置準備に関すること

災害対策本部閉鎖後の災害復旧活動に関すること

(3) 県災害対策本部の閉鎖

本部長は、県域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。閉鎖の通知等は、設置等通知に準じて処理する。

閉鎖後の災害復旧活動に関する調整は、災害連絡調整会議が行う。

(4) 非常体制施行前における他の活動体制

ア 県土整備部の活動体制

県土整備部の活動体制は、「県土整備部震災対策活動指針」（平成25年3月改定）による。

イ 水防本部の活動体制

埼玉県管内における水防活動を統轄するため水防本部を設置し、本部事務局は県土整備部河川砂防課に置く。ただし、県災害対策本部が設置されたときは、本部の組織の一部として、その事務を処理するものとする。

詳細については、「第3編 風水害編 - 第2章 - 第4 - < 予防・事前対策 > -
1 水防」及び埼玉県水防計画による。

ウ 農林水産災害対策委員会の活動体制

農林水産関係の災害の発生に対処するため、農林部に農林水産災害対策委員会を置き、関係課室に災害対策実務班を、農林振興センター等に支部を置く。

詳細については、「第6編 事故災害対策編 - 第4節 農林水産災害対策計画」による。

【資料編 -2-2-2】農林水産災害対策委員会の活動体制

(5) 東海地震への対応

東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令に伴い警戒体制を施行した場合は、本計画の「第2編 震災対策編 - 第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」に基づき対応する。

3 業務継続計画（BCP）

震度6弱以上の地震等により甚大な被害が発生した場合には、埼玉県業務継続計画（BCP）に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

4 市町村情報連絡員

勤務時間外に大規模地震や相当規模の風水害等が発生等した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告にあたるため、市町村役場近くに居住する職員が各市町村役場に参集する。

5 危機管理・防災予備員制度

大地震発生時等の非常時に、かつて危機管理・防災業務に従事していた職員で他部局に異動した職員を、災害対策本部（統括部）の要員として危機管理体制に組み込む。

6 災害対応に必要な電源等の確保

県は、大規模災害による長期停電に備え、県庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

特に県庁舎には、燃料補給が不要な都市ガスによる非常用発電設機を整備する。

また、非常用発電設備の稼働に必要な燃料の確保のため、石油連盟から重油等を迅速に受ける体制を整える。

7 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

県は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

8 防災情報システムの整備・運用

県は、災害情報の迅速な収集と市町村や消防本部等との情報の共有化を図るため、防災情報システムの整備・運用を行う。

県災害対策本部に集まる膨大な情報を整理し、人・物を動かすための的確なオペレーションを可能にするため、情報の即時収集や情報マネジメント機能を確保する。

併せて、災害対応の基本は自助であることから、県民に対し、迅速かつわかりやすい情報提供を行い、的確な行動を促進するためのシステムを整備する。

第2 市町村の体制

1 組織、配備体制

市町村は、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準じながら、地域特性等を踏まえて決定する。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助する）ものとする。市町村は、あらかじめ救助体制を定めておくものとする。

3 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

4 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

5 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

市町村は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

第3 指定地方行政機関等の体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準

を定めておくものとする。

【資料編 -2-2-3】指定地方行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌

2 職員の派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第3章 防災訓練

第1節 基本方針

第1 趣旨

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、県、市町村、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、実際的な各種訓練を計画的に実施する。

第2 目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

- (1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- (2) 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- (3) 住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- (4) 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- (5) 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- (6) 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の県民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第2節 現況と実施計画

第1 現況

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、県、市町村、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、住民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

第2 実施計画

災対法第47条で定める災害予防責任者が、同法第48条に基づき実施する。

【訓練の種類】

- ・県及び市町村を主とするもの
- ・防災関係機関を主とするもの
- ・自主防災組織・住民を主とするもの

1 県が実施する訓練（危機管理防災部が主体となって実施する訓練）

(1) 九都県市合同防災訓練 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

ア 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、九都県市が合同して区域内の防災関係機関及び住民の幅広い参加を呼びかけて総合的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化、広域応援体制の充実及び防災意識の高揚を図る。

イ 現況

昭和55年度から市町村と共催で当該訓練を実施している。

ウ 実施計画

実施時期

毎年1回、原則として9月1日の「防災の日」又は8月30日から9月5日の「防災週間」を考慮した適切な日

実施場所

著しい震災が生ずるおそれのある地域を含む市町村を考慮しながら、実施場所を選定する。

訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、住民、事業所等

訓練の種類

災害発生の初期、応急対策、復旧の対応を想定して、毎年度定める。

- ・県及び市町村が、災害の初期に活動する訓練
- ・住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- ・防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- ・他の都県市等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- ・緊急地震速報を取り入れた訓練
- ・開催市町村の地域的な特性を踏まえた訓練

防災フェアの開設

住民が防災に関する情報を得たり、実際に体験し技術を習得できる防災展示及び防災体験のコーナーを設ける。

(2) 図上訓練 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

ア 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、初動体制の早期確立や、情報収集及び判断指揮の訓練を実施し、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

イ 現況

平成7年度から平成13年度までは大震災対処訓練として実施し、平成14年度からは、政府及び九都県市の連携を加え、図上訓練として実施している。

ウ 実施計画

実施時期

毎年1回、原則として1月17日の「防災とボランティアの日」（阪神・淡

路大震災発生日)を考慮した適切な日

実施場所

県庁及び10支部等

訓練参加機関

県、市町村、県内消防本部、自衛隊、警察本部、防災関係機関、物流事業者(団体)とし、九都県市は隔年、政府は相互の要請により参加する。

訓練の種類

災害情報の収集、整理、活用を目指し、活動毎に毎年度定める。

- ・ 応急対策活動
- ・ 救助・災害医療活動
- ・ 緊急交通路の確保活動
- ・ 物資の供給活動

訓練の方法

災害シミュレーション活動として実施する。

(3) 非常参集訓練 【県(関係部局)】

ア 趣旨

大地震が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、職員が規定に基づき迅速に定められた場所へ自主参集することが不可欠であるため、実践的な非常参集訓練を実施し、初動時の対応力の確保を図る。

イ 現況

平成22年度までは、「初動対応・現地対策本部訓練」の一訓練項目として実施している。

ウ 実施計画

実施時期

毎年度1回、適切な時期を選定して実施する。

実施場所

自宅から勤務公署又は地域機関若しくは県内の市町村庁舎へ参集する。

訓練の種類

勤務公署等への参集及び初動対応等について、毎年度定める。

訓練の方法

災害想定を適宜、見直して実施するとともに、県業務継続計画に基づき、災害応急対応業務に効果的な参集者の振り分けを検証する。

2 県、市町村及び防災関係機関が実施する訓練

【県(関係部局)、市町村、各消防本部、防災関係機関】

(1) 趣旨

大地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。

(2) 現況

県、市町村及び防災関連機関は、単独又は合同して訓練を実施している。

(3) 訓練の種類

住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

ア 災害情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を実施する。

【訓練の種類】

- ・災害情報収集伝達訓練
- ・通信連絡訓練
- ・非常通信訓練

【実施の方法】

- ・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
- ・気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
- ・被害の状況及び処置を報告及び連絡する

イ 水防訓練

水防法第4条の規定により指定された水防管理団体が、同法第32条の2の規定に基づき、毎年実施する。

訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

ウ 緊急交通路確保訓練

警察は、緊急通行車両等が通行するための交通路を確保するための訓練を関係機関と協力して実施する。

エ 応急復旧訓練

県は、県土整備部震災活動指針に基づき、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令、応急復旧のための訓練を、警察、市町村、消防、協定締結団体等の関係機関と連携して実施する。

オ 消防訓練

消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、市町村消防計画により実施する。

県は、市町村が消防に関する訓練を実施するため、勧告、指導及び助言を行う。

【訓練の種類】

- ・基礎訓練
- ・火災防御訓練
- ・水災防御訓練
- ・救助救急訓練

・総合防災訓練

カ 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。

市町村は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、年1回以上実施する。

【訓練の種類】

・市町村が実施するもの

災害時における避難の勧告及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

・防火管理者が実施するもの

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

・児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

・避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

キ 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

県及び市町村は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

【訓練の種類】

・事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

市町村及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

4 その他の訓練 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

5 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに評価及び検証を行う。

【評価及び検証の方法】

- ・ 訓練後の意見交換会
- ・ アンケート
- ・ 訓練の打合わせでの検討

【検証の効果】

- ・ 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。
- ・ 市町村の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
- ・ 次期の訓練計画に反映する。

第4章 調査研究

第1節 基本方針

災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、県土の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

第2節 現況

1 地震被害想定調査

県では、平成24～25年度に5回目の地震被害想定調査を実施した。この調査では、東京湾北部、茨城県南部、元禄型関東、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯の5つの地震を想定し、地震動、液状化、急傾斜地、建物、火災、交通輸送施設、ライフライン、人的被害、生活支障及びその他の項目について被害を予測した。

2 活断層調査

県では、平成7年度から11年度にかけて、地震が発生した場合に社会的に大きな影響を与えると予想される綾瀬川断層、荒川断層及び深谷断層について地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施した。

第3節 実施計画

1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

(1) 地質地盤環境情報の提供 【県（危機管理防災部、環境部）】

県の公共工事等によるボーリングデータを集積した地質地盤インフォメーションシステムを運用しデータの拡充を図るとともに、関係機関等に地質地盤環境情報の提供を行う。また、地質地盤環境情報の収集を進めるとともに地下構造調査法の開発等に関する研究を推進する。

(2) 防災アセスメントに関する調査研究 【市町村】

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した

「防災地図」と、地区の防災特性（子供、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成される。

（3）地震被害想定に関する調査研究 【県（危機管理防災部）、市町村】

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である

県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的に行う。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

県は、震災の予防に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、これらの結果又は成果を公表する。また、市町村又は県民による地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。